

# 困つたなあ

に答えます！

佐々木知子  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

妻の浮気相手を懲らしめてやりたいです。

恥ずかしい話ですが、妻に浮気され、なにぶん田舎なので、地元の弁護士には相談に行けず、先生の所に伺った次第です。結婚して10年になり、子供が一人います。東京での学生時代に知り合い、私が一目ぼれし、押しの一手で結婚に至りました。都会育ちなのに縁もゆかりもない私の地元に来てくれ、近くに住む両親の面倒もよく見てくれました。両親が相次いで亡くなりました。子供も学校で、家にいても暇なので、派遣登録をして出るようになります。そのうちになんとなく様子がおかしいと気付き、スマホをチェックして確信を得たところで車で尾行したり、子供も学校で、家にいても暇なので、派遣登録をして出るようになります。そのうちになんとなく様子がおかしいと気付き、スマホをチェックして確信を得たところで車で尾行したり、子供も学校で、家にいても

ら、男と落ち合って同乗し、ホテルに入りました。出てきた後、妻を私方近くで落としたのでその後もつけて、男の名前も住所も分かりました。できるだけ冷静に妻にたたずと、尾行したことにして少しだけ悔慨したのですが、付き合って2年になること、相手も妻子持ちで互いに離婚して一緒になるつもりはないとのこと。今後会わなければなりません。内容としては200万円の一括払い、謝罪と一度と会話なども書いてもらいたいとおもいます。しかし、ばれた以上は仕事に影響が出る可能性があるため、離婚をするつもりはない」とおもいます。

方があまり相手も面倒なことにならないと答えましたが、信用はできません。子供もいるし、私も離婚をするつもりはないのですが、ただ相手の男は懲らしめてやりたく、慰謝料は請求したいのです。内容としては200万円の一括払い、謝罪と一度と会話なども書いてもらいたいとおもいます。しかし、ばれた以上は仕事に影響が出る可能性があるため、離婚をするつもりはない」とおもいます。

夫婦の関係修復を望むなら、奥さまとよく話し合ってください。

不倫と簡単に呼ぶようになつたからか、特に地方ではついぶん多いと聞きますね。ショックなことでしょう。

知人からご紹介を受けて、つづき離婚のご相談かと思つていきました。そうであれば、妻の不貞行為が原因なので離婚はできるが、子供は小さいので親権はやはり妻が取り、養育費を払うことになる。10年間で築いた財産があれば夫婦で折半、慰謝料は取れるが、妻の方から、不貞行為に至つた理由として、夫の暴力やモラハラ（精神的虐待）などの主張立証があれば慰謝料は互いになしにならないといけないと思います。

ここで極めて法律的な話をしますが、慰謝料には2種類あります。個別の不法行為（不貞行為や暴力など）に対する慰謝料と、それによって離婚に至つたことへの慰謝料です。後者を離婚慰謝料といい、離婚の際に配偶者と不貞行為の相手方にそれぞれ離婚慰謝料を請求することになります。ただし、妻は前者の慰謝料なわけで、妻と男性の共同不法行為なのに、相手にのみ請求ということは本来おかしなことです。もしそれが通

單ではないと思います。いつたん壊れた夫婦の信頼関係をどう築き直すのか、真剣に話し合わないといけないと思います。

ここで極めて法律的な話をしますが、慰謝料には2種類あります。個別の不法行為（不貞行為や暴力など）に対する慰謝料と、それによって離婚に至つたことへの慰謝料です。後者を離婚慰謝料といい、離婚の際に配偶者と不貞行為の相手方にそれぞれ離婚慰謝料を請求することになります。ただし、妻は前者の慰謝料なわけで、妻と男性の共同不法行為なのに、相手にのみ請求ということは本来おかしなことです。もしそれが通

